

○木曾広域連合特別職報酬等審議会条例

〔平成12年12月4日〕
条例第15号

改正 平成19年3月20日 条例第13号

(設置)

第1条 特別職の職員の報酬及び給料（以下「報酬等」という。）の額について審議するため、木曾広域連合特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、木曾広域連合長（以下「広域連合長」という。）の諮問に応じ、広域連合議会議員、広域連合長、副広域連合長及び副管理者の報酬等の制定又は改定について審議するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、木曾郡の区域内の公共団体等の代表者その他郡民のうちから必要のつど広域連合長が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。